

(別紙)

諮問番号：令和3年度諮問第25号

答申番号：令和3年度答申第26号

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

本件審査請求に係る処分は、いずれも取り消されるべきである。

### 第2 審理関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人（以下「請求人」という。）の主張の要旨

生活保護法（以下「法」という。）による障害者加算は令和3年1月分の保護費から認定すべきであるから、各原処分（同月分及び同年2月分の生活保護変更処分）はいずれも違法又は不当である。

#### 2 処分庁の主張の要旨

各原処分は、請求人が障害者加算の要件に該当することを確認した翌月から障害者加算を認定したものであり、いずれも違法又は不当な点はない。

### 第3 審理員意見書の要旨

#### 1 各原処分は、法令等の規定に従い、適正になされたものであるから、違法又は不当な点は認められない。

#### 2 本件においては、請求人は障害基礎年金が受給されたことを令和3年2月に処分庁に報告したことにより、処分庁は障害者加算の要件に該当したと確認できたことが認められることから、処分庁が同年1月分及び同年2月分の各保護費のいずれにおいても障害者加算を認定しなかったことは、保護の処理基準に基づいているといえることができる。

#### 3 以上のとおり、各原処分は、いずれも適法かつ正当に行われており、また、請求人の主張には理由がないから、本件審査請求は、棄却されるべきである。

### 第4 調査審議の経過

令和3年11月10日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同月17日の審査会において、調査審議した。

### 第5 審査会の判断の理由

保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、

そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとされており（法第8条第1項）、保護に係る厚生労働大臣が定める基準（以下「保護基準」という。）は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであって、かつ、これを超えないものでなければならないとされている（同条第2項）。また、被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があったときは、速やかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならないとされている（法第61条）。そして、保護基準によると、身体障害者福祉法施行規則別表第5号の身体障害者障害程度等級表の1級、2級若しくは3級又は国民年金法施行令別表に定める1級若しくは2級のいずれかに該当する障害のある者は、障害者加算の対象とされている。

そこで本件についてみると、請求人は令和2年11月に国民年金法施行令別表に定める2級に該当したと認められる。そうすると、保護基準に基づき同年12月から障害者加算が計上されるべきである。

なお、処分庁は、請求人が障害者加算の要件に該当したことを確認したのは令和3年2月であるから、その翌月に障害者加算を計上したことに違法又は不当な点はない旨を主張する。この点、請求人は、障害基礎年金が入金された同月に処分庁にその旨を申告しているから、法第61条の規定により適切に届出の義務を履行したといえることができる。他方、令和2年10月に障害基礎年金の申請に係る診断書が作成された事実を把握していたにもかかわらず、処分庁が請求人に対し障害者加算の要件及びその申告届出に係る説明を行った証拠がないことに加えて、処分庁から請求人に対し障害者加算の要件に該当したか否かの確認を行った事実も認めることはできない。これらを踏まえると、処分庁の主張を採用することはできない。

以上のとおり、各原処分はいずれも取り消されるべきであり、審理員の審理及びこれを踏まえて本件審査請求を棄却するべきであるとした審査庁の判断は妥当とはいえないから、前記第1のとおり、答申する。

#### 北海道行政不服審査会

委員（会長） 岸 本 太 樹

委員 中 原 猛

委員 日 笠 倫 子